

令和5年 11月 29日

厚生労働大臣
武見敬三様

公益社団法人 日本看護協会
会長 高橋弘枝

チーム医療推進協議会
代表 上田克彦

医療関係職種の賃金引上げを可能とするための改定率確保に関する要望

産業界では政府の方針に沿って賃金引上げが進んでおり、今年の春闘では平均賃上げ率3.58%、人事院勧告では3.3%の上昇が示されています。しかしながら、医療機関等は公定価格により運営されており、諸物価高騰の直撃を受けてもこれを価格に転嫁することができず、全産業並の賃金引上げを行いたくてもできない状況です。

令和4年度診療報酬改定では「看護職員処遇改善評価料」を新設していただきましたが、これも一部の医療機関に勤務する看護職員のみを対象としているため、看護職員だけを見ても、全体の3分の2にあたる約100万人がなお対象となっておりません。看護職員の6割は病院で働いており、日本看護協会が例年把握している病院看護職員の離職率は、新型コロナウイルス感染症対応等の影響によって、ここ数年上昇傾向に転じ、最新のデータ(2022年度)では11.8%と更に上昇しています。特に20代、30代を中心に他産業への転職を希望する声が高まっており、人材流出が懸念されています。

また、医師・歯科医師・薬剤師・看護師を除く医療関係職種の給与は、全産業平均より低いことが示されており、給与を理由に医療関係職種から他業種への流出も懸念されているところであり、チーム医療推進協議会を構成する各専門職の質の低下を招かないためにも、医療関係職種の処遇改善は喫緊の課題と考えております。

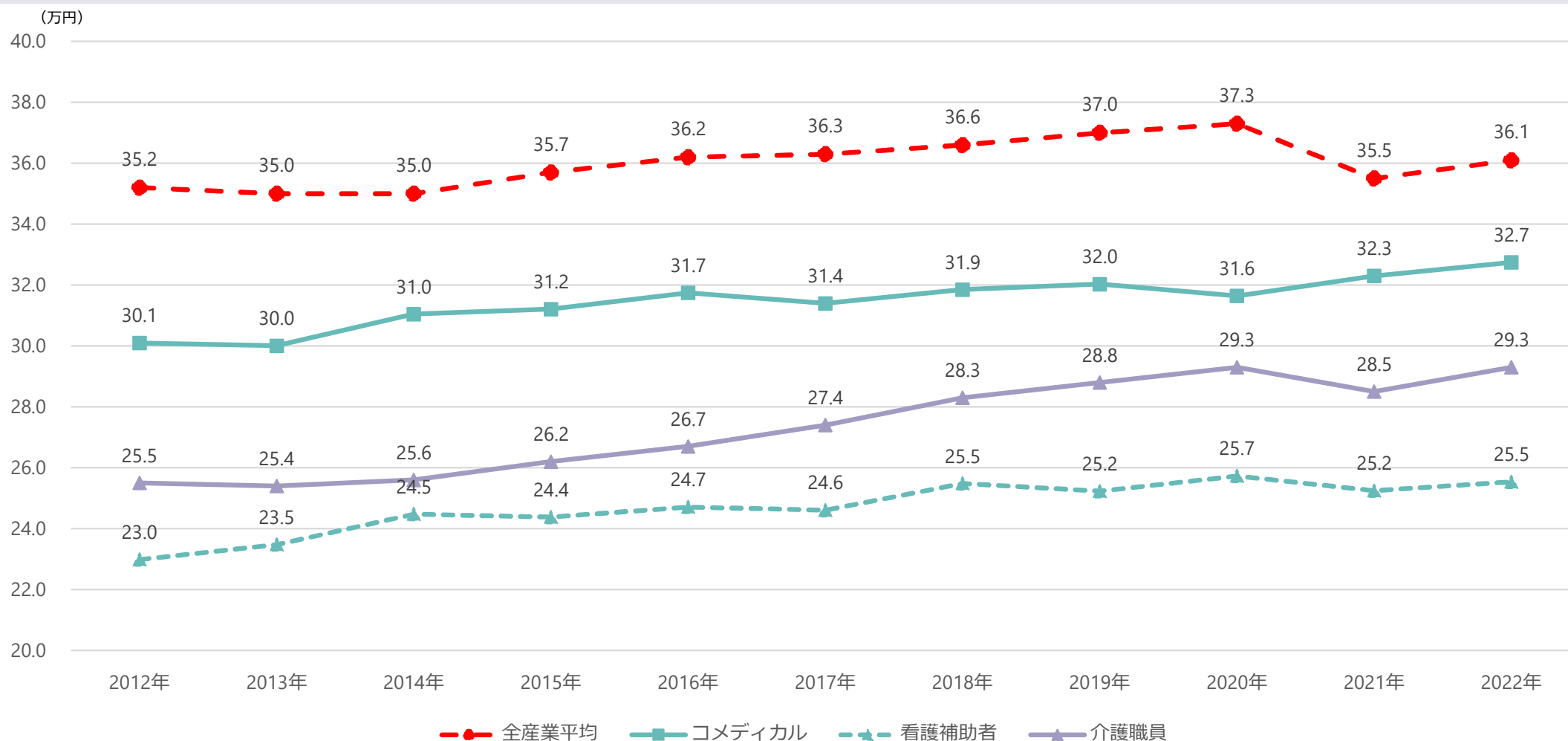
賃金引上げができないことで更なる人材確保困難が生じれば、医療機関の経営困難はもちろん、国民への医療提供にも支障をきたし高齢多死社会を支える上で大きな問題となります。つきましては、良質な医療を継続的に提供するためにも、すべての医療関係職種の賃金引上げが可能となるよう、以下の事項につきまして、実現していただくべく格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

要望事項

1. すべての医療関係職種の賃金引上げが可能となるよう、令和6年度診療報酬改定において必要な改定率を確保し、確実に賃金引上げにつながるよう必要な措置を講じられたい。

医療関係職種の賞与込み給与の推移について

○ コメディカル（医師・歯科医師・薬剤師・看護師を除く医療関係職種）の給与の平均は全産業平均を下回っており、うち看護補助者については全産業平均を大きく下回っている状況。



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき保険局医療課において作成。

注1) 「賞与込み給与」は、「きまって支給する現金給与額（労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額）」に、「年間賞与その他特別給与額（前年1年間（原則として1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）」の1/12を加えて算出した額。

注2) 「10人以上規模企業における役職者」を除いて算出。「コメディカル」とは、「看護補助者、診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士」の加重平均。